

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

マンションの再生等に係るマニュアル等の改定及び策定並びに公表について

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正法」という。）が令和7年5月30日に公布され、一部を除き令和8年4月1日に施行される所であり、この改正法では、建物更新等の新たな再生手法の創設等の措置を講じているところである。

国土交通省では、マンションの改修、建替え等を促進するためのマニュアル等を作成・公表してきたが、今般の改正に伴い、マンションの再生等に係るマニュアル等の整備を進めてきたところ、下記の国土交通省のウェブサイトにおいて公表したため、通知するものである。

貴団体におかれては、以下に掲げるマニュアル等を参照するとともに、マンションの再生等を円滑に進めるための参考として活用されるよう、貴団体の会員等に対して周知いただくなど、特段のご配慮をお願いしたい。

<国土交通省ウェブサイト>

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html

<改定及び策定したマニュアル等>

- ①マンション再生等手法の比較検討マニュアル
- ②マンション再生実務マニュアル
- ③マンション等売却実務マニュアル
- ④マンション除却事業の解説
- ⑤マンション改修マニュアル
- ⑥団地型マンション再生等マニュアル
- ⑦被災マンション再生等のための制度解説
- ⑧マンション再生事業等に関する認可等マニュアル
- ⑨要除却等認定実務マニュアル